

ショートムービーを活用した観光プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務の名称

ショートムービーを活用した観光プロモーション業務委託

2 目的

本県の魅力を伝える動画をマスコットキャラクターであるせんとくんや本県が有する世界遺産等の観光素材を活用して制作し、TikTok を通じて発信することで、主に若年層を対象とした観光機運のきっかけづくりを行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

4 委託業務内容等

①動画の企画、制作、投稿

本業務に関する仕様事項を十分に把握し、県と協議・調整の上、全体コンセプトの設定及び体制の構築を行い、業務を実施すること。

○動画内容

● せんとくんを活用した動画

内容：本県のマスコットキャラクターであり認知度の高いせんとくんを活用し、本県の世界遺産等の観光素材に若年層の興味を引くような素材（食、社寺、観光施設、イベント、自然、風景、人等）を加えて魅力を発信する動画。

本数：2本以上

● 奈良県の魅力を伝える動画

内容：本県の世界遺産等の観光素材に若年層の興味を引くような素材（食、社寺、観光施設、イベント、自然、風景、人等）を加えて魅力を発信する動画。

本数：11本以上

○動画再生回数・公式アカウントのフォロワー数の増

- 再生回数の増や公式アカウント新規フォロワーの獲得について目標値を設定し、魅力的な動画内容の企画、効果的な広告、投稿頻度等目標達成に資する取組を提案すること。
- 事業の進捗状況を踏まえ、設定した目標達成が困難と見込まれると県が判断した場合、県と協議の上、追加で広告を実施するなど目標達成に向けた取組を行うこととする。

②TikTok での広告の実施

- TikTok において、制作した動画を活用し、本県の認知度向上及び誘客促進に繋がるような広告を実施すること。
- 企画提案において数値目標（クリック数、インプレッション数等）を設定し、効果的な広告方法、広告時期、広告動画数を提案すること。

【 企画、制作、投稿に当たっての留意事項 】

- 取材する題材や動画の構成等について提案を行い県と協議し、承認を受けた上で制作すること。
- ターゲットは10代～20代の若年層を想定しているが、これに限らず、制作動画ごとに効果的なター

ゲットを設定すること。

- ・動画のコンテンツについてエリアや観光素材をバランス良く取り上げること。
- ・企画・制作にかかる人員（クリエイター）を複数名確保した上で、題材ごとに適切な制作手法をとり、本県の認知度向上、誘客促進へと繋がる動画を制作すること。
- ・動画制作・投稿の時期については、委託契約期間中において、季節感等を含め、より効果的に県の魅力を発信出来るタイミングとすること。具体的には8月から月2回以上投稿すること。
- ・撮影に際しての許可取りや動画の内容確認等は、受託者自ら行うこと。なお、社寺の許可取りについては事前に県に相談すること。
- ・動画の公開にあたっては、県の確認及び承認を受けること。また、TikTokの利用規約を遵守し動画公開すること。
- ・本県の他のSNS（Instagram、Twitter、Youtube等）でも投稿可能なバージョンで納品すること。
- ・いわゆる「炎上」が発生した場合は、直ちに県に状況を報告し、適切な対処をすること。

5 実績報告・成果物

受託者は、業務実施に係る実績を毎月報告すること。また、委託業務完了時には事業実績報告書及び完了報告書を作成し、提出すること。

事業実績報告書には次の項目を含むこと。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務の成果
- ・広報PR成果品（すべての広報PRに関する成果をPDF形式などで提出）
- ・委託業務の実施により得られた成果物
- ・その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

※報告書は印刷物と併せて、電子媒体でも提出すること。

6 留意事項

- (1) 業務実施に当たって、プラットフォーム（日本国内でTikTokを運営するByteDance株式会社）と連携し進めること。
- (2) 事業実施に当たっては、本県と協議の上、目標となる指標（アクセス数等）を定め、目標達成のために必要な事項を随時実施すること。
- (3) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、委託料の範囲で行うこと。
- (4) 委託業務において制作した動画については、その全てを、USBもしくはそれに準ずるものにより、本県に成果品として提出すること。また、動画制作の過程で撮影した動画についても、本県の指定するものについては同様に提出すること。
- (5) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、本県と受託者が協議して決定するものとする。

7 著作権等

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。

なお、疑義が生じた場合はその都度協議の上決定する。

- (1) 受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二

次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を含む。)を全て県に無償で譲渡するものとする。

- (2) 県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作人名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 本件受託者は、本県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) 受託者は、県の書面による事前の承認を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。
- (5) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、県は責任を負わないものとする。

8 許可申請手続き等

本業務の遂行にあたり、撮影や掲載許可、会場使用、食品衛生法に基づく申請などの許可申請手続の必要が生じた場合は、受託者の負担により関係機関に対し必要な使用申請手続き等を行うものとする。なお、申請手続きにあたっては、申請先や申請方法、申請内容等について県と十分事前協議を行うこととする。

9 その他

- (1) 不測の事態により事業を実施することが困難となった場合は、事業実施の変更を本県と受託者で協議し、必要に応じ契約内容の見直しを行うものとする。

(2)再委託について

受託者は、業務の全部、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画力、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

また、受託者は、本委託事業の達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることを必要とするときは、再委託先(順次、再委託する場合は最終の委託先まで)、再委託業務の内容、再委託期間および再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、あらかじめ県の承認を得なければならない。

(3)仕様変更について

受託者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ本県と協議のうえ、承認を得ること。

(4)実施体制について

当該業務を円滑に遂行するために必要な体制を整備すること。

(5)公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

- ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を

含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(6)その他

本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項についても、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。